

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(2)の項カに次のように加える。

- (カ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、自動車検査証の車体の形状の欄に患者輸送車又は車いす移動車として登録を受けた自動車で、現に歩行困難な者の輸送のために使用中の車両

第2条の2第1項の表(7)の項ウ(ウ)を次のように改める。

- (ウ) 前記(2)の項のカ(カ)に掲げる車両 別記様式第1の7の標章

第8条第1号ア(ア)中「（以下この条において「運転者」という。）」及び「運転者が、」を削り、同号ア(イ)中「運転者が」を「16歳以上の運転者が」に改め、同号ア中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (ウ) タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合 2人

別記様式第1の7中「車椅子移動車」を「車いす移動車」に改める。

別記様式第16の2中「（ 歳）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条の2第1項の表(7)の規定により交付されている別記様式第1の7の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第2条の2第1項の表(7)の規定により交付された別記様式第1の7の標章とみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧規則別記様式第1の7の標章で、現に残存するものは、なお使用することができる。